風営実務基本マニュアル（まあじゃん屋編）

（神奈川県行政書士会運輸警察部編/２０２３年３月改訂版）

もくじ

第１章　はじめに
第２章　風営法の規制を受ける営業の種類
第３章　風俗営業許可の要件
　第１節　人的要件
　第２節　構造設備要件
　第３節　地域要件
第４章　業務上のポイント
　第１節　業務受託時の対応
　第２節　打ち合わせ
　第３節　許可要件の確認
第５章　平成 28 年 6 月施行の改正風営法と深夜における迷惑防止措置
第６章　Ｑ＆Ａ
第７章　許可申請書類サンプル

第１章　はじめに

風営業務は行政書士にとって主要業務であるにもかかわらず、実際に扱うのは一部の行政書士に限られ、全体としては敬遠される傾向にあった。

これには、「風俗営業という言葉のイメージ」「行政側の対応のばらつき」「責任の重さ」等、様々な理由が挙げられるが、往々にして先入観によるものであることも否めなかった。

風営業務は的確に遂行していく限りは決して恐いものではなく、お客様の営業の出発に関わるやりがいのある仕事でもある。 今後、多くの行政書士の方々にチャレンジしていただきたいと思い、風営法関係の手続の中で特に依頼件数の多い社交飲食店営業の許可申請手続を中心として、基本的な取り扱い上の注意点等をまとめた。

最近は法令が細かく複雑に解釈される傾向が深まってきており、業務知識が不充分なためか、行政側からの苦情が多く出てきている状況にある。

許認可全般に言えることだが、行政手続や規制は基本的に法令を根拠としているものであり、法令の正確な理解が行政との円満なやりとりの一番の近道となる。

したがって、市民と行政のパイプ役である行政書士としては、このような認識のもと風営業務においても法令の理解に努めることが重要である。

これまで、社交飲食店の風営実務基本マニュアルがあるが、このたび風俗営業 4 号まあじゃん屋の営業許可申請のマニュアルを制作した。いくらかでも皆さまの業務のお役に立てていただければ幸いである。

なお、基本的事項についての質問等は、これまで通り、できうる限り運輸警察部を通じて確認していただきたい。

第２章　風営法の規制を受ける営業の種類

【風俗営業】

平成２８年６月２３日の改正風営法施行により、風俗営業の種別は１号から８号までの８種から、１号から５号までの５種に改正され各風俗営業の種別の号数も変更された。

公安委員会から交付されている風俗営業許可証に記載された号数と、風営法改正後における号数が一致していない場合がありえる。

なお、この改正により、客にダンスをさせる営業は風俗営業に含まれないこととなり、新たに特定遊興飲食店営業が許可営業として新設された。

１号営業　　社交飲食店、料理店等
キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

２号営業　　低照度飲食店
喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）

３号営業　　区画席飲食店
喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

４号営業　　マージャン店、パチンコ店等
まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

５号営業　　ゲームセンター等
スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

【特定遊興飲食店営業（許可営業）】

ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、深夜（午前０時～午前６時）において営むもの（風俗営業に該当するものを除く。）。平成２８年６月２３日から新設された。

【深夜酒類提供飲食店営業】
＊主として酒類を提供する飲食店で、午前０時以降も営業する場合
（従業員による接待が伴う場合は、風俗営業許可が必要）
＊営業を開始しようとする１０日前までに営業開始の届出が必要

【性風俗関連特殊営業】
＊営業を開始しようとする１０日前までに営業開始の届出が必要

〈店舗型性風俗特殊営業〉
・個室付浴場（ソープランド）
＊平成９年より神奈川県下での新規出店は認められていません。
・個室マッサージ（ファッションヘルス・ファッションマッサージ）
＊平成９年より神奈川県下での新規出店は認められていない。
・ ストリップ劇場・ヌードスタジオ等
・ ラブホテル、モーテル等
・ 出会い系喫茶
・ アダルトショップ

〈無店舗型性風俗特殊営業〉
・派遣型ファッションヘルス等
・アダルトビデオ等通信販売

〈映像送信型性風俗特殊営業〉
・インターネットによるアダルト画像等の販売

〈店舗型電話異性紹介営業〉
・テレホンクラブ

〈無店舗型電話異性紹介営業〉
・テレホンクラブ（伝言ダイヤル）

【接客業務受託営業】
許可や開始届は不要だが、平成１１年４月より規制が課せられている。
・コンパニオン派遣業、芸者置屋等規制の概要
＊派遣されるコンパニオン等への高額な借金背負わせの禁止
＊派遣されるコンパニオン等からの旅券取り上げ等の禁止

第３章　風俗営業許可の要件

第１節　人的要件

許可を受けようとする者が風営法第４条第１項に該当する場合には、許可が与えられない。また、営業所の管理者についても第２４条第２項に欠格事由の規定がある。

以下に該当事由を記載するが、法令改正によって若干の相違がありえるので、適宜条文を確認いただきたい。

- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- １年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して５年を経過しない者
- 無許可営業、不正受許可、相続・合併・分割における不正受承認、名義貸し、取消・停止・禁止等の処分命令違反、禁止区域営業、構造設備の無承認変更の罪を犯して１年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して５年を経過しない者
- 公然わいせつ、わいせつ物頒布、淫行勧誘、賭博、常習賭博、未成年者略取誘拐、営利目的等略取誘拐、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、幇助目的被略取者引渡し等及びその未遂、組織的犯罪処罰法違反、売春防止法違反、児童買春・児童ポルノ等処罰法違反、労働基準法違反、労働者派遣法違反、職業安定法違反、児童福祉法違反、入管法違反の罪を犯して１年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して５年を経過しない者
- 集団的に、又は常習的に暴力行為等を行うおそれのある者
- アルコール・麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者
- 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 風俗営業の許可を取り消され、取り消しの日から起算して５年を経過しない者

  ＊取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日前６０日以内にその法人の役員であった者も含まれる。

  ＊取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日から処分（または不処分）決定する日までの間に許可証の返納をした者で、その返納の日から起算して５年を経過しない場合も含まれる。

  ＊取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日から処分（または不処分）決定する日までの間に合併により消滅した法人の役員（公示日前６０日以内に就任していた者に限る）で、その消滅の日から起算して５年を経過しない場合も含まれる。

  ＊取消しにかかる聴聞の期日及び場所が公示された日から処分（または不処分）決定する日までの間に許可証の返納をした法人の役員（公示日前６０日以内に就任していた者に限る）で、その返納の日から起算して５年を経過しない場合も含まれる。
- 未成年者

  ＊営業に関し成年者と同一の能力を有すると認められる者（法定代理人の許可を得、未成年者の登記を為した者等）や、風俗営業者の相続人（ただし、その法定代理人が上記に該当しないことが必要）の場合はさしつかえない。

  （注）次のいずれかに該当する者は、管理者になることができない。

  ○ 未成年者

  ○ 申請者の欠格要件（法第４条第１項第１号から第７号の２まで）のいずれかに該当する者

第２節　構造設備要件

風営法第４条第２項１号で、営業所の構造又は設備が国家公安委員会規則で定める技術上の基準

に適合しないときは許可をしてはならない旨を規定し、それを受けた施行規則第７条において、各営業所の構造及び設備の技術上の基準が示されている。

１号営業（社交飲食店・料理店等）

① 客室床面積 和室１室につき９．５㎡以上、洋室１室につき１６．５㎡以上（客室が１室のみのときは制限なし）
② 営業所の外部から客室が見えないこと
③ 客室の内部に見通しを妨げる設備がないこと
④ 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと
⑤ 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
⑥ 客室内の照度が５ルクスを超えること（スライダックス等の調光機能は原則として許可されない）
⑦ 騒音と振動の数値が条例で定める数値以下であること

２号営業（低照度飲食店）

① 客室床面積 １室につき５㎡以上（客に遊興をさせる態様の営業にあつては３３㎡以上）
② 営業所の外部から客室が見えないこと
③ 客室の内部に見通しを妨げる設備がないこと
④ 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。
⑤ 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
⑧ 客室内の照度が５ルクスを超えること （スライダックス等の調光機能は原則として許可されない）
⑥ 騒音と振動の数値が条例で定める数値以下であること

３号営業（区画席飲食店）

① 営業所の外部から客室が見えないこと
② 客室内の照度が１０ルクスを超えること（スライダックス等の調光機能は原則として許可されない）
③ 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
④ 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと
⑤ 騒音と振動の数値が条例で定める数値以下であること
⑥ 長いす等、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する設備を設けないこと

４号営業（ぱちんこ屋・麻雀屋）

① 客室の内部に見通しを妨げる設備がないこと
② 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと
③ 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
④ 客室内の照度が１０ルクスを超えること（スライダックス等の調光機能は原則として許可さ

れない）
⑤ 騒音と振動の数値が条例で定める数値以下であること
⑥ パチンコ屋営業等においては、当該営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと
⑦ パチンコ屋営業等においては、客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けること

５号営業（ゲームセンター等）
① 客室の内部に見通しを妨げる設備がないこと
② 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと
③ 客室の出入口（営業所外に直接通ずる出入口は除く）に施錠の設備を設けないこと
④ 客室内の照度が１０ルクスを超えること（スライダックス等の調光機能は原則として許可されない）
⑤ 騒音と振動の数値が条例で定める数値以下であること
⑥ 遊技料金として紙幣を挿入することができる装置を有する遊技設備又は客に現金若しくは有価証券を提供するための装置を有する遊技設備を設けないこと

第３節　地域要件

風営法第４条第２項は、「公安委員会は、前条第１項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。」として、第１号から第３号までを掲げている。

そして、このうち第２号は「営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める規準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。」と規定し、これを受けて政令の第６条は、営業所の設置を制限する地域の指定に関する基準を設けている。 それによると、

〈第１号〉次に掲げる地域内の地域について行うこと。
イ 住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域
ロ その他の地域のうち、学校その他の施設で特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの周辺の地域

〈第２号〉前号ロに掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行う場合には、当該施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）のおおむね１００ｍの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。

〈第３号〉前２号の規定による制限地域の指定は、風俗営業の種類、営業の態様その他の事情に応じて、良好な風俗環境を保全するため必要な 小限度のものであること。

としている。

この基準に基づいて各都道府県は条例により制限地域を定めることになるが、神奈川県の場合を例にとると次のようになっている。

１ 住居専用地域及び住居地域（ただし、商業地域の周囲３０m以内の住居地域では営業可能。）
２ 大学以外の学校（学校教育法第１条に掲げるもの。従って幼稚園も含む。）の敷地の周囲１００m以内の地域
３ 大学・図書館・児童福祉施設・病院・診療所（患者収容施設を有するものに限る）の敷地の周囲７０m（商業地域の場合は３０m）以内の地域

※ 用途地域に関する注意点
公安委員会は風営法で定められた許可基準で許可の可否を審査するが、建築規制は風営法とは別の基準として存在するため、用途地域ごとに定められた建築制限に抵触する営業所であるにも関わらず風俗営業を許可される場合がありえる。よくあるケースとしては近隣商業地域における社交飲食店営業である。風俗営業が許可されたとしても、同時に建築基準法に違反してしまう場合には、依頼者に適切な説明をすべき必要がある。

※保全対象施設との距離がギリギリであるときの注意点
測量士が作成した測量図を添付するなどして慎重に対応する

第４章　業務上のポイント

第１節　業務受諾時の対応

業務の依頼や相談があったときは、営業の内容と営業所の所在地を確認することが重要である。用途地域や保全対象施設との関係で営業許可が取得されない場所である可能性があるからである。業務の処理にかかる手間は、依頼者が置かれて状況や構造設備の状況、地理的な関係等によって大きく異なる。トラブルを避けるためには報酬額と申請手数料等をはっきり区別して伝えることも重要である。行政書士としてどこまでの責任を負うかを依頼者に納得させ、依頼者の心理状況を想像しながら適切な説明を行ってもらいたい。

依頼者自身や依頼者周辺の第三者から得た情報は最終的には信用できない。根拠のない憶測や噂等に振り回されないよう注意が必要である。必要に応じて資料を渡す、又は書面で情報を提出していただくなどして、無用のトラブルを防ぐ工夫も重要である。

第２節　打ち合わせ

許可までの流れ、許可要件と許可後の注意点等を説明し、依頼者に用意してもらう書類等を指示する。許可申請が受理されて許可の通知を受けるまでには、神奈川県の場合で一般的に５０日から５５日程度かかる。当初は経営関係者の住民票の写しに記載された情報が手掛かりとなる。営業所所在地の地番と住居表示の一致、ビル名と部屋番号、飲食店許可証に記載された情報等を確認し、建物所有者等の特定も早めに行って使用権限の疎明を準備する。使用承諾書が必要な場合は建物等の所有者全員から協力を得る必要があるので、事前に協力してもらえるかどうかを依頼者に確認させておかないと、後日手続に支障が及ぶケースがありえる。公安委員会から許可が交付されるまで風俗営業を開始できないことも、事業者に説明しておく必要がある。

第３節　許可要件の確認

① 身分欠格要件
申請者、役員、管理者が欠格事由に該当しないか、構造設備が許可基準に抵触しないか、営業所

の立地が営業可能な場所であるか、を確認する。

② 構造及び設備の基準

営業所の構造設備要件（特に客室の内部の見通しを妨げる設備状況であるかどうか、スライダックス等の調光設備がないか、面積要件を満たしているか等）が審査上の問題となるケースが多いので、営業所の構造設備状況を依頼者と一緒に実地に確認して問題点をあらかじめ検討しておくことも重要である。高さが１００㎝以上の空間を一部でも遮蔽するような、ついたて、仕切り、イスの背もたれ、置物と、壁の凹凸、見通しの悪い空間等について特別に注意が必要である。

③ 場所の要件

用途地域の種類及び保全対象施設の有無については、前述のとおり最初の時点での確認が必要であるが、保全対象施設については、「これらの用に供するものと決定した土地を含む。」とされており、事前調査によってすべての保全対象施設を発見できるとは限らないため、非常に重大なリスクを伴う場合がある。

不許可のリスクについて過度に重い責任を負わないよう、依頼者との間で慎重に取り決めを行うなどしてトラブルを回避してほしい。なお、場所の要件に関して事前に警察署に相談しても、許可の可否については回答されない。事前に入念に調査を行うべきである。

④ 違法性が高い麻雀卓について

＜賭けレートなどを設定し勝敗結果に応じた金額が表示できる全自動麻雀卓＞は違法営業を前提としたものであるため使用が認められない。もし、こういった麻雀卓と疑わしいものがあった場合は、その機能について問題がないことを示す疎明資料等を提出することが求められる。かつて、大洋技研(株)の AMOS ULTIMA シリーズの一部でこのような機能を持つ麻雀卓が流通し、摘発に至ったケースがあった。

⑤ 申請必要書類

１　申請書その１（表紙）
２　申請書その２（Ｂ）
３　営業の方法（その１＋その２(Ｂ)）
４　営業所の使用権原を疎明する書類（１）→ 使用承諾書＊登記簿上の所有者が捺印したもの
５　営業所の使用権原を疎明する書類（２）→ 建物登記事項証明書（登記簿謄本）または建物評価証明　＊新築の場合→ 建築確認済証＋工事請負契約書＋建築工事完了引渡証明書
６　定款及び履歴事項証明書（登記簿謄本）＊法人の場合のみ
７　申請者（法人の場合は監査役を含む役員全員）および管理者の本籍地の記載入り住民票（但し個人番号を記載しないか消去したもの）、誓約書、身分証明書（外国人は不要だが在留カードの両面コピーを添付することが望ましい）
　※ 登記されていないことの証明書は２０１９年１２月から不要となりました。
　※ 個人番号が記載されている場合は見えないように塗りつぶしてください。
８　営業所平面図
９　求積図（営業所および客室）
10　照明音響設備図
11　周辺１００ｍ以内の地域の見取り図

12　用途地域証明書または公共機関 WEB サイトからダウンロードした疎明資料も可）
13　食品衛生法の飲食店許可証（保健所から交付）または収受印のある保健所への許可申請書控（飲食店営業の許可を受けるべき営業のみ。但し、許可名義人、営業所所在地等が風俗営業許可申請上の情報と一致する必要あり）
14　管理者の写真（３㎝×２．４㎝）２枚
15　行政書士に手続きを委任する委任状（行政書士が代理する場合に限る）

＊ 以前は正副２部提出となっていましたが、平成１８年５月より１部提出に変わった。これに伴い、許可時の副本還付はなくなったので、申請者用の控えを作ってあげることが望ましい。
＊ 状況によっては、随時「理由書」等の添付が必要な場合がある。例：住居表示と地番表示が異なるような場合
＊ 風営の各書式は、法律施行規則に別記様式として掲げられている。
したがって、それらをＡ４サイズに合わせてコピーして使ったり、様式に則ってワープロで作成したりしても構わない。行政書士としては、警察署へ用紙をもらいに行くようなことは出来るだけ控えていただきたい。
＊ ２０２０年１２月末日から、公安員会に提出する書面における作成者の署名及び押印を要しない書式に変更され、実務上も署名及び押印の義務がなくなったが、行政書士としては書面上の名義人の意思を確認するため署名又は押印を求めることを強く推奨する。
＊ ２０２２年から、氏名欄において旧姓を使用することが認められた。余白部分又は備考欄に「（備考）氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名」と記載し、旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓が記載された個人番号カードを提示する。

⑥ 測量、作図

許可申請後に風俗環境浄化協会または所轄警察署による営業所の実地検査が行われる。申請書類の内容が実情と一致しているかどうかがポイントだが、特に店内の構造設備の状況、客室床面積と営業所床面積の算出根拠、イス・テーブル・カウンター・照明音響関係設備（特に調光器の有無）等について重点的にチェックされる。カラオケ等の音響設備の設置個所も表記する。

客室は＜客が麻雀を楽しむ場所＞を意味し、受付カウンター、トイレ、倉庫、事務室、独立した通路、風除室等は客室に含まない。図面上では赤色の線でその範囲を表示する。客室内部で見通しを妨げる設備が存在しないよう注意が必要である。客室床面積やイス・テーブルの寸法については誤差３㎝未満とし、客室内部の内法の寸法で計測する。

営業所面積は、建物内における営業所と密接不可分な範囲の面積を意味し、トイレ、倉庫、事務所、風除室、通路等を含むが、他の店舗と共同で使用する部分は営業所に含めない場合がある。営業所面積は、営業所全体を囲む建物の主要構造部（柱、壁等）の主に中心線を表し、図面上では青色の線で表示する。

⑦ 許可申請

許可申請時点で店内設備が営業できる状態であることが前提となる。申請人から手続に関する委任を受けて委任状を所持している行政書士が、代理人として単独で許可申請することが神奈川県警では認められているが、他の都道府県では申請人の出頭を求め、行政書士による代理申請を認めないなど、取り扱いが異なる場合がありうる点に注意を要する。

許可申請は営業所を管轄する警察署の生活安全課が窓口で行う。担当者が多忙で不在の場合があるので、事前に電話で状況を伺って申請予定時間を予約しておくとよい。

許可申請用として添付書類の原本を添付した正本を１通提出し、行政書士用と依頼者用に二部の控えを用意する。

許可申請には申請手数料がかかり、神奈川県収入証紙を事前に購入して、申請が受理された際に警察担当者に渡す（警察署のそばの交通安全協会で購入できる場合が多い）。

営業の種別と申請方法によって手数料の額が異なるので、その都度、神奈川県警のホームページ等で金額を確認してほしい。なお、マージャン店の風俗営業許可申請の場合は原則として 24,000 円である。

⑧ 実査

神奈川県警では、営業所の実査の時期は申請後 10 日～3 週間の期間になる場合が多い。実査では主に営業所の寸法、客室の明るさ、客室内の見通し、照明・音響設備の状況、テーブル・椅子の数等がチェックされる。照明スイッチに照度コントローラー（スライダックス）が付いていると、撤去を求められたり、許可条件が付与されたりする場合がある。

また、床からの高さがおおむね 100 ㎝を超える衝立や仕切などは見通しを妨げるものと見なされる。構造設備基準に対応できるよう、営業所内の構造設備について事前に申請者と話し合っておくべきである。違法な営業をしていると誤解されやすい表示等にも注意を要する。店の入り口には「18 歳未満の方の入店をお断りします。」等の表示義務があるため、実査時までにそのような表示をしておいてもらう。

実査で申請書類とのくい違いを指摘された場合は、通常は修正の上、再実査を受けることになり、その分、許可までの日数が延びることになりえる。（軽微な不備等の場合は書類の差し替え又はその場での補正で済むこともある。）

実査時には内装、照明音響、テーブル・椅子等の設備が構造設備等の基準を満たし、実際に営業できる状態でなければならないので、検査に間に合うよう依頼者と話し合って適切な準備を行う。

許可申請を受理された直後に交付される「受領書」は、許可後に許可証と管理者証の交付を受ける際に必要となるので、紛失しないよう注意を要する。念のため PDF 等のデータでも保管することをお勧めする。

⑨ 許可後の手続

許可要件に抵触しなければ、通常５５日ほどで許可が電話等で通知される。

神奈川県警では現在のところ、県警本部から許可が通知された時点をもって営業が許可されたこととなっており、許可証が交付されまでには許可通知からしばらく日数がかかることが多い。他の一部の都道府県では、許可証が交付されるまで営業を認めない取り扱いがあるが、神奈川県では許可を通知された日から営業を開始してよいとされる。

営業開始に伴い営業者は風営法令の遵守義務を負うことになる。違反した場合に風俗営業者は法令の不知を理由に違反処分を免れることは出来ない。したがって、新たに許可を取得した顧客に対して遵守事項や罰則等について分かりやすく説明することも行政書士のサービスとして重要である。

なお、法第３６条（従業者名簿の備え付け）、法第３６条の２（接客従業者の生年月日等の確認）、法第１３条第３項（苦情処理簿（午前０時以降に営業する風俗営業者等に限る））、法第６条（許可証等の掲示義務）、法第９条（変更承認申請、変更届）にも特に注意が必要である。

※ 従業者名簿の取り扱いについて

風俗営業者は、店長（管理者）を含むすべての従業員の従業者名簿を作成する義務がある。名簿の記載事項は公的証明書（住民票記載事項証明書等）をもとに事実であることを確認し、その確認に用いた公的証明書の原本又はコピーを営業所ごとに備え付けて、警察職員が立ち入った際には速やかにそれら名簿及び確認資料を提示できるようにしなければならない。（但し、４号と５号の営業においては身分確認資料の備え付けが義務ではない。）

なお、平成２６年１０月１７日をもって、従業者名簿における本籍の記載は都道府県名までによいこととなった（４号と５号では本籍についての記載義務がない）。

第５章　平成２８年６月施行の改正風営法と深夜における迷惑防止措置

風俗営業としてのダンス営業の規制が撤廃されたことにより、風俗営業のうちダンスに関連する旧１号、旧３号及び４号の営業が風俗営業としての規制を受けなくなり、これにともとなって風俗営業の号数のほか、風営法関連の諸手続きで使用される書式の大半に変更が生じた。

営業時間については「日の出まで」の文言が「午前６時まで」に改められたほか、ゲームセンター（新５号営業）等営業の営業時間を緩和する都道府県条例の改正も行われた。

また、今回の改正に伴って、深夜から午前６時までの時間帯に風俗営業を行う場合の迷惑防止措置が義務として明記された。関連する風営法第１３条第３項及び第４項は次のとおりである。

（風営法第１３条第３項）

風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

（風営法第１３条第４項）

風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

第６章　Ｑ＆Ａ

過去の風営研修会における県警本部との質疑応答より現時点でも有効と思われるものを掲載する。

Ｑ 営業所及び客室の求積は、壁心で測るのか内のりで測るのかご教示下さい。

Ａ 営業所は壁心と内のりのどちらでも構いませんが、壁芯での寸法を採用する方法が主流です。ただし、客室は内のりで求積して下さい。

Q 営業所の住居表示（または通常の住所の表示）と地番表示が異なる場合は、どうしたらよいでしょうか。
A 同一の所在を表している旨を説明する上申書もしくは理由書等を添付して下さい。

Q 客室内の壁の腰の高さ位の位置に出っ張りがあるような場合、客室の求積はその部分を除いてすべきでしょうか。
A 基本的には除く必要はありません。ただし、その範囲が広い等、状況によっては除いていただくこともあります。

Q 営業所の改装等に伴う変更承認申請の時期について、従来は口頭で所轄担当者の了解を得て着工し、工事がだいぶ進んだ時点で変更承認申請をすることが多かったのですが、 最近は着工前に申請するようにとの指導がされることがあるようです。これは警察本部としての見解なのでしょうか。
A 警察本部ではなく、警察庁の指示によるものです。ご協力をお願いします。

Q 点ける切るだけのスイッチの照明とスライダックス照明が混在している状況で、スライダックスを 小光量にしても、規定の照度を維持できる場合にも、不適格となるのでしょうか。
A スライダックスそのものを禁止しているわけではなく、照度を調節しても規定照度を下回ることがありえない設備状況であれば構いません。ただし、スライダックスそのものがガムテープやボンド等で固定され、後で簡単に元に戻せるような場合は、不適格となります。

Q 営業所建物の元々の構造上、客室内の見通しが妨げられるような場合も、許可されないのでしょうか。施行規則第８条では「客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。」となっているので、「設備」ではない壁や柱による見通しの困難は該当しないのではないかと思われるのですが。
A 柱については、建物を支える最小限度のものであれば、認めることもあります。壁による見通し困難の場合は、見通しのきく範囲内で客室取りをするようにして下さい。

Q 営業所建物が共有となっているが一部の共有者が連絡不能で使用承諾書をもらえない場合、前に研修会で「３年を超えない使用承諾であれば、一部の者の不添付もやむを得ない」との回答をいただきました。現在もその様な取り扱いと解してよろしいでしょうか。
A 原則として共有者全員からの承諾を確認することが求められていると考えておきましょう。困ったときは事前に所轄を通じてご確認下さい。

Q 照明設備は、客室以外の部分（例えばトイレや調理場、階段、従業員控室等）についても記載すべきでしょうか。
A すべて記載して下さい。

Q 韓国籍等の人物の名前のふりがなについて、たとえば姓が「哲」の方の場合に「てつ」と日本語風に書かないで、実際の朝鮮語の発音にあわせて「ちぇ」と記載するべきでしょうか。日本で生まれ育った人物の場合は日本語風の読み方しか知らないというケースもあり、まれに迷うこと

があります。
A どちらでも構いません。分かる範囲で結構です。

Q 「客室内の見通し」に関し、東京では、客室内のいずれか１個所において見通すことが出来れば来ればよいとされていますが、神奈川でもその様な扱いを認めていただくわけにはいかないでしょうか。
A 客室内のどこからでも見通せることが必要です。千葉県、埼玉県でも同じ扱いになっています。

Q 営業所建物が新築のため、申請時点で全部事項証明書（登記簿謄本）を添付出来ない場合の代替的扱いとして、「建築確認済証、工事請負契約書、工事完了引渡証明書、請負者の印鑑証明書」を添付すればよいと聞いていますが、現在もその通りでよろしいでしょうか。
A 請負者の印鑑証明書は不要です。それ以外はご質問の通りです。

Q 許可を取って営業していた営業者が許可証の返納をしないまま行方不明となっている場合、別の人が同一の場所で新たに許可申請するには、どうしたらよいのでしょうか。
A 通常の新規の書類が整っていれば申請を受けます。

Q 最近、許可申請の平面図に厨房設備等の記載が要求されるようになったと聞いていますが、これは本当でしょうか。もしそうだとすれば、その理由をお聞かせ下さい。
A 営業所の構造設備を表す図面が必要とされるため、厨房設備も記載するようにして下さい。

Q 営業所が現在２階のところ、３階に増設する変更承認を受けた場合に、その後の許可証書換申請（所在地修正の）は必要でしょうか。
A 不要です。ただし気になるようでしたら、書換申請をしていただいても構いません。

Q 申請営業所が又貸しの場合、所有者及び転貸人による使用承諾書と、所有者・転貸人間の契約書写しが必要と聞いていますが、転貸人・転借人（申請人）間の契約書写しも必要でしょうか。
A 所有者から申請者に対して、風俗営業をすることを認めていることが分かる書類が必要です。
※ 運輸警察部注：基本的には所有者から申請者宛の使用承諾書があれば申請は受理されますが、原契約書中に転貸禁止の条項がある場合には、予め所有者の了解を得る必要があります。

Q 申請者が建物管理会社との間で賃貸借契約を結んでいる場合、使用承諾書は、所有者及び管理会社双方のものが必要でしょうか。また、所有者と管理会社間の管理委託契約書写し等も必要でしょうか。
A 所有者から申請者に対して、風俗営業をすることを認めていることが分かる書類が必要です。

Q 平面図寸法の誤差は、何㎝程度までが許容範囲とされているのでしょうか。 各署担当者によってその辺の判断にバラツキがあるようなのですが。
A 建物の形状等、ケースバイケースによって許容範囲の基準は異なります。ただし、法令上、 低面積基準を要求される場合（９．５㎡、１６．５㎡等）には、検査時きっちりチェックするものとします。

Ｑ 使用承諾書の使用承諾期間の記載で「風俗営業許可取得のときより～」とするのは認められないでしょうか。
Ａ 認めます。ただし「～まで」という終期も必ず記載して下さい。

Ｑ 客室内に１ｍを超えない高さの仕切りがあり、その上に素通しのガラスを置く（合計では１ｍを超える）などの営業形態は認められますか。
Ａ たとえ素通しであっても、シールを貼ったり、光の当て加減によって見通しを妨げたりするおそれがあるので、認められません。

Ｑ 制限距離の外ぎりぎりに保全対象施設がある場合、有資格者による測量図の添付が必要と聞いていますが、添付の要否は何m位を基準に考えればよろしいでしょうか。
Ａ 状況によって異なりますが、１ｍ位が基準となります。本来は添付書類ではありませんが、ぎりぎりのケースでは本部からの委託による測量等により余分に時間がかかる（この場合、標準処理期間の適用はない）ため、それを避ける意味でも出来るだけ添付をお願いします。

Ｑ 営業所所在地の表記について、「～ビル３階」と記載したいが、保健所許可証が「～ビル３Ｆ」となっているとき、保健所許可証記載どおり「Ｆ」で表記すべきでしょうか。
Ａ 「Ｆ」だと階数なのか部屋の号数なのか明確ではないので、「階」で表記する方が望ましいと言えます。出来れば何階のどの部屋かまで明記して下さい。

Ｑ スライダックス（照度コントローラー）は認められないと聞いていますが、規定の照度を下回らない設定のスライダックスもだめなのでしょうか。
Ａ 下回らなければ、あっても構いません。ただし、ガムテープやボンドで固定する等、後で簡単に変更できるようなものは認められません。

Ｑ 用途地域証明の代用として、都市計画課等設置の機械で発行される都市計画図カラーコピーの添付が認められていますが、現在インターネットで同様の確認の出来るシステムによる印刷図面の添付による代用は認められるのでしょうか。例：横浜市の都市計画地図情報 http://wwwm.city.yokohama.jp/tokei/
Ａ 本来、添付書類ではないので、その様なものでも構いません。

Ｑ 営業所を賃借等で使用している場合、構造変更の承認申請においても使用承諾書の添付が必要になったと聞いていますが、小規模な変更や床面積減少の場合にも添付しないといけないのでしょうか。
Ａ 法令上の規定による要請ですが、営業所を拡張する場合以外は不要です。

Ｑ カウンターは基本的に、客室に含めるものと解してよいでしょうか。（ぱちんこ店の賞品提供用カウンター、バーの客用カウンター、ゲーム場や麻雀店のフロントカウンター、レジカウンター等）
Ａ 配膳カウンターや受付用カウンター等、客が直接使用しない部分は客室から外して下さい。

Ｑ 営業所に隣接する専用駐車場は、保全対象施設との距離の関係においては営業所に含めるもの

と理解していますが、この場合、営業所の求積にも含める必要がありますか。また、駐車場平面図や駐車場求積図の添付は必要でしょうか。

A 求積は建築基準法上の建築物に関するもので足ります。なお、立体駐車場等で当該施設専用かつ社会通念上密接不可分の場合は営業所に含めるものとします。

Q 求積は、小数第３位まで求め、四捨五入して第２位まで記載するものと聞いていますが、切り捨てによるものは認められないのでしょうか。

A （はっきりとした回答なし）求積の算式は一括したものではなく、個々の部分ごとの算式にして下さい。

※ 運輸警察部注：申請時の実際の取り扱いを考えると、小数第３位まで求め四捨五入して第２位までとするのが無難なようです。

Q 構造変更承認申請の場合の処理期間の扱いはどうなっていますか。

A 現地調査日から１０日という扱いになっています。ただし、あくまで目安と考えて下さい。補正等がある場合は、その日数は算入しません。

Q 特例風俗営業者の認定の審査が 近は厳しくなったと聞いていますが、実際にはどうなのでしょうか。

A 法第２３条違反や買い取りの関与等について厳しく審査します。

Q 幼稚園の専用農園等、本体施設とは離れた場所にある関連施設も保全対象施設となるのでしょうか。

A ケースバイケースで、法令の趣旨に照らして判断します。設例の場合、基本的には厳しいものと言えます。

【その他（補足事項）】

・代理申請であるのに代理人の表示のないケースが多いので注意を要する。

・構造にかかる変更承認申請の場合は、これまで通り「営業所周辺の略図」の添付も必要。

【県警本部からのお願い事項】

・所轄警察署の取扱いへの苦情等があるときは、運輸警察部を通して連絡して下さい。

・求積の間違いに気をつけて下さい。また途中の計算式を書くようにして下さい。

別記様式第１号(第９条関係)

その１	※受理年月日		※許可年月日	
	※受理番号		※許可番号	

許　可　申　請　書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第５条第１項の規定により許可を申請します。

令和５年６月７日

神奈川県　公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

横浜市中区山上町１丁目２番３号
株式会社神奈川産業センター
代表取締役　丸山　太郎

横浜市東区東山３丁目４番５号
申請代理人行政書士　日ノ本　行政　㊞職印
電話番号 045-123-4567

申請（依頼）人欄は署名押印不要だが
委任状には押印してもらいましょう。
行政書士の職印は押印を推奨します。

所在地表記の数字はアラビア数字の方がよく
「丁目」「番」等は身分証明書どおり正確に

(ふりがな) 氏名又は名称	かぶしきがいしゃかながわさんぎょうせんたー 株式会社神奈川産業センター
住所	〒012-3456 横浜市中区山上町１丁目２番３号 (045)123 局 4567 番
(ふりがな) 営業所の名称	まーじゃん　まどんな 麻雀　マドンナ
営業所の所在地	〒123-4567 横浜市西区東幸町４丁目５番６号　横浜西口ビル２階　203 号室 (045)234 局 5678 番
風俗営業の種別	法第２条第１項第　4　号の営業
(ふりがな) 管理者の氏名	もりの　すずめ 森野　雀
管理者の住所	〒234-5678 東京都大田区大田南 124 番地 16 (03)456 局 7890 番
(ふりがな) 法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所
代表者	まるやま　たろう 丸山　太郎
	〒234-5678 東京都渋谷区恵比寿北２丁目３番４号 (03)123 局 4567 番

飲食店許可証と一致

なるべくビル名と部屋番号まで特定する

まあじゃん屋であれば「4」を記入

書ききれないときは「別紙に記載」と記入し、別紙を作成する

滅失により廃止した風俗営業	廃止の事由	廃止年月日	許可番号
		年　月　日	

現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業	許可年月日	年　月　日	許可番号	
	営業所の名称及び所在地			

同一県内ですでに保有している風俗営業の情報を記入

その 2(B)(法第 2 条第 1 項第 4 号の営業)

営業所の構造及び設備の概要	建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建						
	建物内の営業所の位置	2 階の一部 登記簿に記載のとおり						
	客室数	1 室	営業所の床面積	56.12m²				
	客室の総床面積	37.97 m²	各客室の床面積	37.97m²	m²			
				m²	m²			
	照明設備	別紙、照明設備図面に記載のとおり						
	音響設備	別紙、照明設備図面に記載のとおり						
	防音設備	別紙、照明設備図面に記載のとおり						
	遊技設備	やまあじんの台数	普通台	半自動台	全自動台	計		
			台	台	4 台	4 台		
		法第四条第四項に規定する営業に係る遊技機	区分	ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	アレンジボール遊技機	じやん球遊技機	その他の遊技機	計
			型式数	型式	型式	型式	型式	型式	型式
			台数	台	台	台	台	台	台
		その他の遊技設備							
	その他								
※ 風俗営業の種類									
※ 兼業									
※ 同時申請の有無		① 有 ② 無	※ 受理警察署長						
※条件	年 月 日								
	年 月 日								
	年 月 日								

別記様式第２号（第９条関係）

その１

営　業　の　方　法

営業所の名称　　麻雀 マドンナ

営業所の所在地　　横浜市西区東幸町４丁目５番６号　横浜西口ビル２階　203 号室

風俗営業の種別　　法第２条第１項第　4 号の営業

営　業　時　間	午前　5 時 0 分から　午前　0 時 0 分まで 午後　午後 ただし、12 月 15 日から 1 月 10 日まで の日にあつては、 午前　5 時　0 分から　午前　1 時　0 分まで 午後　午後 風営法施行条例３条１項にもとづいて 深夜０時以降の時間帯に営業する場合の記載
18 歳未満の者を従業者として使用すること	①　する　②しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18 歳未満の者の立入禁止の表示方法	営業所の出入り口のドアに「１８歳未満の客は入店できません」と表記したプレートを貼り付けます。
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する　②しない ①　の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 注文に応じてソフトドリンクと焼きそばを提供します。
酒　類　の　提　供	①　する　②しない ①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び 20 歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 注文に応じて、コップに注いだ生ビールを提供します。客の年齢がその外見から２０歳未満の恐れがあるときは、身分証明書の提示を求めて年齢が２０歳以上であることを確認してから提供します。
当該営業所において他の営業を兼業すること	①　する　②しない ①　の場合：当該兼業する営業の内容 飲食店営業 飲食店営業の許可がない場合は、店内で飲酒させることが禁止されるので、酒類の持ち込みも認められません。

<table>
<tr><td colspan="3">その２（Ｂ）（法第２条第１項第４号の営業）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（まあじやん屋のみ記載すること）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">遊　技　料　金</td><td colspan="2">②　客１人当たりの時間を基礎として計算する
③　まあじやん台１台につき時間を基礎として計算する</td></tr>
<tr><td colspan="2">全自動台につき　600　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">半自動台につき　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の台につき　円</td></tr>
<tr><td>遊技料金の表示方法</td><td colspan="2">壁に料金表を客に見やすいように掲げること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">（ぱちんこ屋及び令第 15 条に規定する営業のみ記載すること）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">ぱちんこ屋及び令第８条に規定する営業の遊技料金</td><td>ぱちんこ遊技機</td><td>玉１個　円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">回胴式遊技機</td><td>玉１個　円</td></tr>
<tr><td>メダル１枚　円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">アレンジボール遊技機</td><td>玉１個　円</td></tr>
<tr><td>メダル１枚　円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">じやん球遊技機</td><td>玉１個　円</td></tr>
<tr><td>メダル１枚　円</td></tr>
<tr><td>その他の遊技機
（　　）</td><td>につき　円</td></tr>
<tr><td>その他の営業の遊技料金</td><td>遊技の種類
（　　）</td><td>につき　円</td></tr>
<tr><td>遊技料金の表示方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>賞品の提供方法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>提供する賞品のうち最も高価なもの</td><td colspan="2">（　　円）</td></tr>
</table>

個人申請用

個人事業者が申請した場合に事業者の名義で作成する

誓　約　書

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第４条第１項第１号から第 10 号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

署名した日を記入させる

令和　　年　　月　　日

署名　又は　記名押印させるのが望ましい
字は「身分証明書（住民票でなく）記載のとおりが望ましい

氏　　名

神奈川県公安委員会殿

（管理者用１）

許可対象となる営業所を統括管理する者が
管理者として作成する

誓　約　書

営業所の名称を記入

私は、　　の管理者として、その業務を

誠実に行うことを誓約します。

署名した日を記入させる

令和　　年　　月　　日

署名　又は　記名押印させるのが望ましい
字は「身分証明書（住民票でなく）記載のとおりが望ましい

氏　　名

神奈川県公安委員会　殿

（管理者用２）

許可対象となる営業所を統括管理する者が
管理者として作成する

誓　約　書

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２４条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

署名した日を記入させる

令和　　年　　月　　日

署名　又は　記名押印させるのが望ましい
字は「身分証明書（住民票でなく）記載のとおりが望ましい

氏　　名

神奈川県公安委員会　殿

法人申請用

法人として申請する場合に役員が作成する

誓　約　書

私共は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第４条第１項第１号から第９号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

署名した日を記入させる

令和　　年　　月　　日

役　員　氏　名

- 署名　又は　記名押印が望ましい
- 連名も可能
- 字は「身分証明書（住民票でなく）記載のとおりが

神奈川県公安委員会殿

使　用　承　諾　書

登記簿記載の建物所有者を表記
押印もしてもらう
共有者がいる場合は全員を表記

許可申請者を表記する

令和5年４月１日

株式会社神奈川行政サービス　殿

東京都新宿区南新宿１丁目２番３号
株式会社新宿興産
代表取締役　　山川　達夫　　㊞

私は、下記１の建物等の所有者として下記２、３及び４の条件で下記１の建物等をあなたが使用することを承諾します。

登記簿記載のとおり

1	建物等	構　　造	鉄筋コンクリート造陸屋根４階建て
		所 在 地	神奈川県浜中市栄区山下１丁目２番３号　産業ビル 地番表示　山下１丁目23番地
2	使用する目的		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項の第１号の営業所（社交飲食店）として使用するものとする。
3	営業所として使用を承諾する建物等の部分		②　建物等全部　②建物等の一部
			②　の場合：その部分　地上３階の一部（203号室）
4	使用を承諾する期間		令和２年２月１日より　令和５年１月３１日まで（３年間）

住居表示実施地域の場合は地番を併記することで登記事項証明書と紐づけさせることが可能。

可能なら部屋番号も記載

住居表示に関する誓約書

下記の住居表示と地番が同一所在地についてのもので
あることを誓約いたします。

住居表示　座間市相模が丘２丁目 29 番１号

地番　座間市相模が丘２丁目 411 番地２、13

令和５年２月１日

横浜市東区東山３丁目４番５号
申請代理人行政書士　日ノ本　行政　職印

委　任　状

次の者に公安委員会に対する下記の手続を委任する。

受任者

横浜市東区東山３丁目４番５号
申請代理人行政書士　日ノ本　行政

記

風俗営業許可申請

上記手続の補正、取り下げ、関係書類の受領その他関連する一切の件

以上

令和５年２月１日

委任者

横浜市中区山上町１丁目２番３号

株式会社神奈川産業センター

代表取締役　丸山　太郎　㊞印

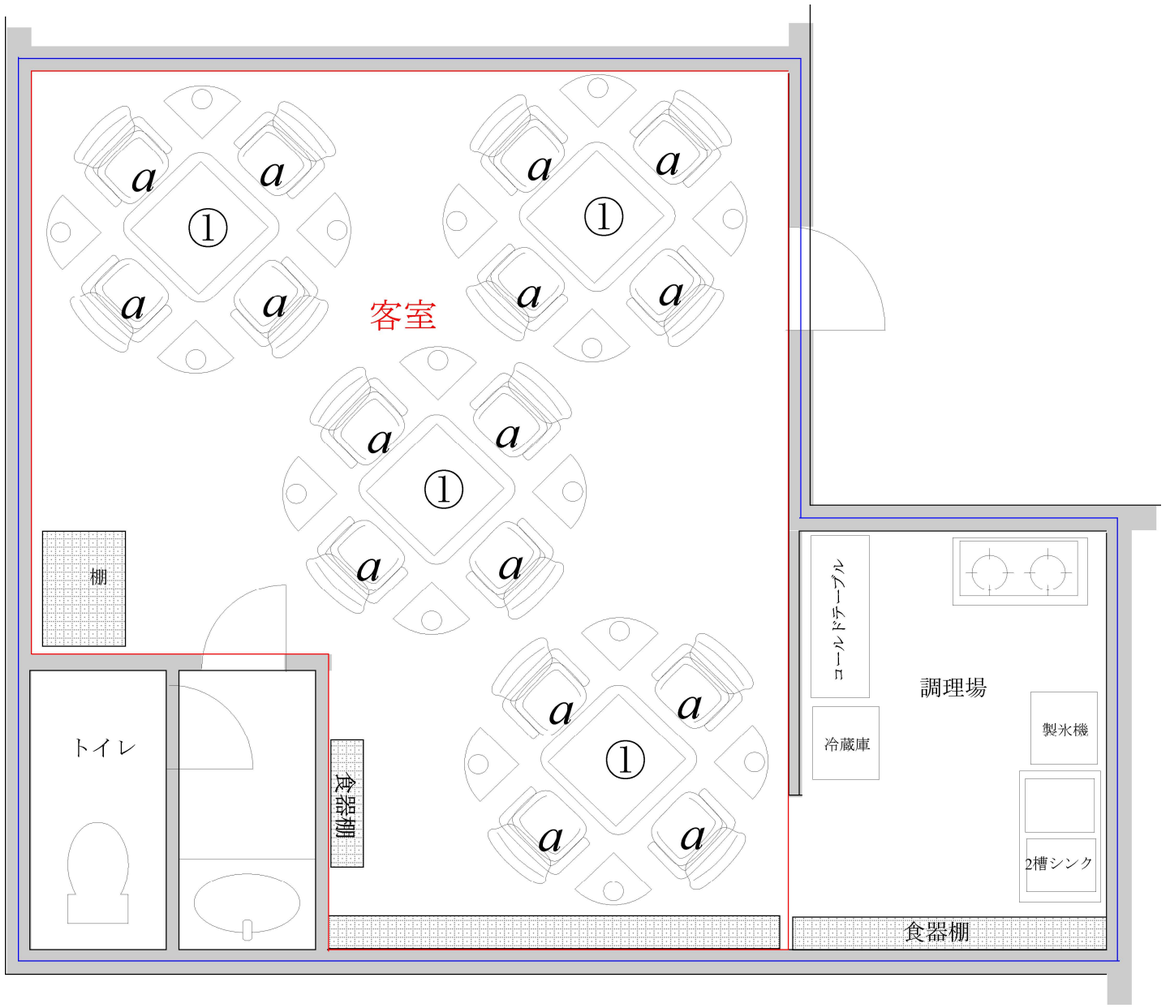

麻雀卓

AMOS REXX

平面	断面
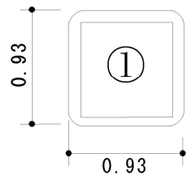	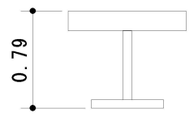

麻雀卓用イス

平面	断面
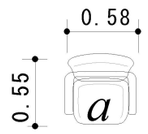	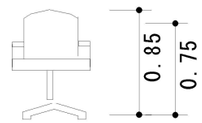

平面図

縮尺　1/50

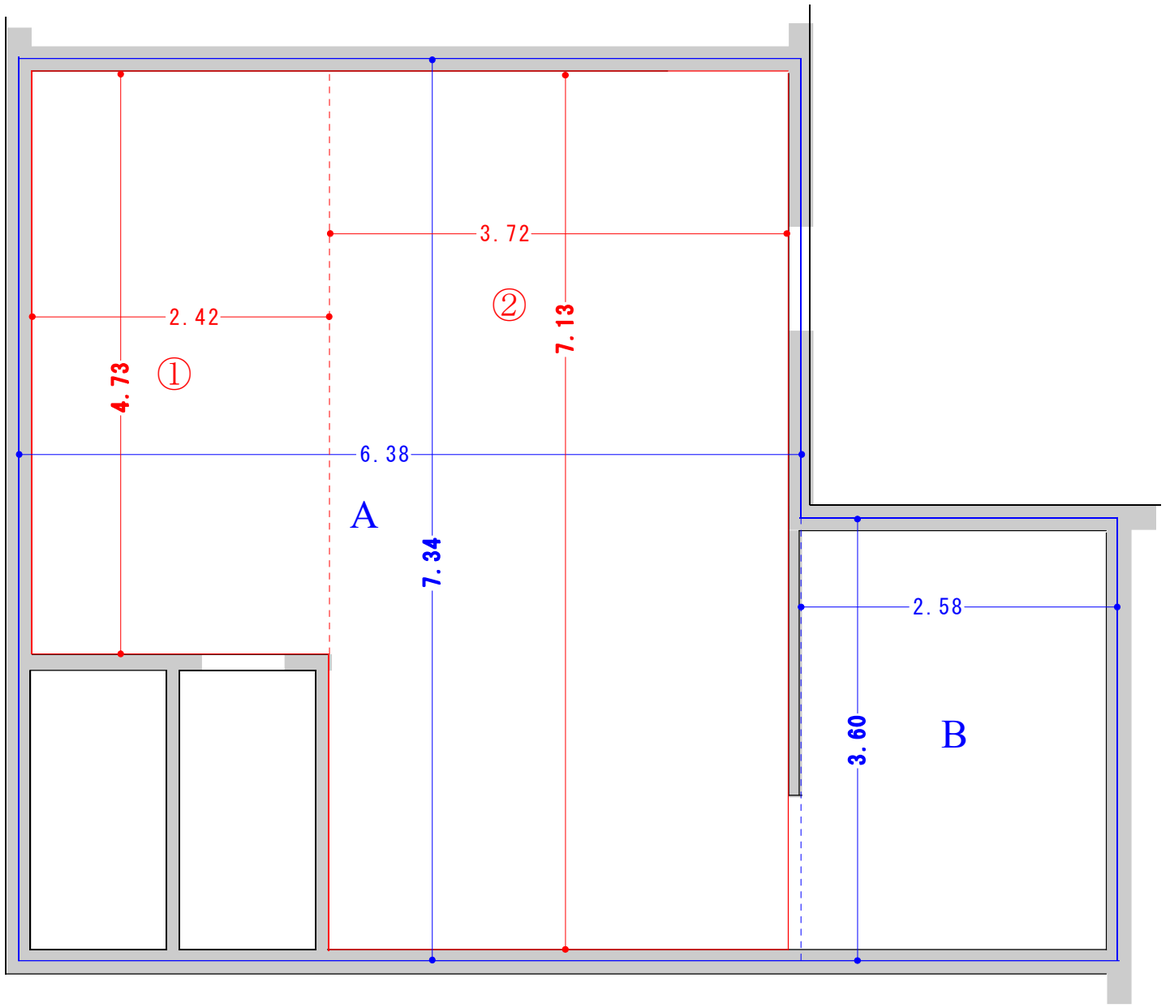

営業所床面積

A	7.34	×	6.38	=	46.8292	
B	3.60	×	2.58	=	9.2880	
				計	56.1172	㎡
				≒	56.12	㎡

客室床面積

①	4.73	×	2.42	=	11.4466	
②	7.13	×	3.72	=	26.5236	
				計	37.9702	㎡
				≒	37.97	㎡

求積図

縮尺　1/50